

特別区道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第2項の規定に基づき、下記路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月 18 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月 18 日

(道路管理者)

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 道路の種類 特別区道
- 2 路線名 第 2104-1号路線の一部
- 3 供用開始の期日 令和8年5月 18 日
- 4 道路の区域 (拡幅)

区 間	新 旧 の 別	幅 員(m)	延 長(m)	備 考
西荻北二丁目 37 番	新	11.75~12.50	9.59	-----
同 上	旧	11.75~11.76	-----	-----